【提出用】

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

受付印

※ 異動（退職・転勤・休職等）があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

東彼杵町長　様 ○○年 ○月 ○日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	○○○県○○○市○○町○○番地
		名称（氏名）	○○○○事務所
		法人番号（個人番号）	○○○○○○○○○○○○○

特別徴収義務者指定番号	整理番号
9999999	受給者番号 1234

担当者氏名：東彼杵　太郎　☎（0000）111-2222（内線 333）

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	（注2）異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額
フリガナ								
氏名	（旧姓　　） 年　月　日生	円 120,000	6月から 9月まで	円 80,000	○○年	①退職（注1） 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 育児休業 7. その他	1. 特別徴収継続（給与差引継続） ②一括徴収をして 10月分で 納入します 3. 普通徴収（残額個人請求）	円 111,111
現住所	対象者情報の入力		円 40,000		○○月			控除社会保険料 円 11,111
個人番号					○○日			

（注1）退職金の支払いがあるときは、「町民税・県民税納入申告書」（納入書裏面）もあわせて提出してください。
（注2）上記の徴収方法につきましては必ずご本人様にお伝えください。

※ 退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。

※ 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合

特別徴収義務者	所在地	（☎　－　）	月割額　　円を　　月分から徴収するように連絡済です。
	名称	特別徴収義務者指定番号	担当者氏名　☎（　　）－　（内線　　）
法人番号（個人番号）			

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望される場合記入

※ 退職等により残税額（未徴収税額）を最後の給与又は退職金より一括して徴収される場合

一括徴収の申出	異動者印
年　月　日	

一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。**退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申し出の有無に関わらず一括徴収が義務づけられています。**（地方税法第321条の5第2項）なお、6月1日から12月31日までの間は本人の申し出により一括徴収できます。

＊町処理欄	宛名コード	転勤	一括	普徴	済月	開始（月・期）	指定番号	受給者番号

処理日	処理者	点検者